

「子ども・子育て会議」における部会の設置について**1 目的**

「子ども・子育て会議」は、本市の子ども・子育て施策を子どもの出生から自立に至るまで一貫性・継続性をもって推進するため、保健・福祉・教育・青少年育成・労働など子どもを取り巻くすべての分野について調査・審議する附属機関として設置しているが、特定の分野における課題等について、より専門的かつ詳細に調査・審議するため、会議に部会を設置する。

2 部会の設置**(1) 設置する部会****【教育・保育部会】**

「教育・保育部会」において、子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けて、定めるべき「子ども・子育て支援事業計画」や計画において実施する施策の方向性及び教育・保育施設や事業の運営・認可等の基準などについて、調査・審議を行う。

【青少年部会】

「青少年部会」において、ニートや引きこもりなど自立に困難を抱える若者の問題が深刻化しており、「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の後期計画改定にあたり、取り組むべき施策・事業に反映させる必要があることから、青少年を取り巻く環境や現行プランの取組状況等を踏まえて、課題と対応などについて、調査・審議を行う。

【ひとり親部会】

「ひとり親部会」において、ひとり親は仕事と子育てを一人で担わなければならない、就労面や収入面において厳しい状況にあることから、「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の後期計画改定にあたり、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた課題と対応などについて、調査・審議を行う。

(2) 各部会の調査・審議内容、部会員の構成

部会員は、「子ども・子育て会議」の委員のうち、各部会の調査・審議内容に関連の深い委員を基本として構成する。

部会名	主な対象／調査・審議内容	部会員の構成
教育・保育部会	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て支援に関する事項 ・子ども・子育て支援新制度関係 教育・保育施設の利用定員 地域型保育事業の利用定員 子ども・子育て支援事業計画 ○児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項 ・要保護児童など児童福祉に関する事項 ・児童福祉施設の事業停止，施設停止 ・保育所の設置の認可 ・家庭的保育事業等の認可 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの保護者 ・子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 ・児童福祉に関する事業に従事する者 ・学識経験者 <p style="text-align: right;">など</p>
青少年部会	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年問題や健全育成に関する事項 ・青少年の健全育成，自立支援に関する事項 ・青少年の指導，保護及び矯正に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域・市民団体であって青少年分野に関連の深い者 ・地域の青少年健全育成に関心のある市民 ・教育関係者 ・警察関係者 ・学識経験者 ・児童福祉に関する事業に従事する者 <p style="text-align: right;">など</p>
ひとり親部会	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭の支援に関する事項 ・ひとり親家庭の自立促進に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の保護者 ・児童福祉に関する事業に従事する者 ・事業主や行政など就労支援に関する事業に従事する者 ・学識経験者 <p style="text-align: right;">など</p>

3 平成26年度の各部会の開催回数（予定）

- ・ 教育・保育部会 6回程度
- ・ 青少年部会 2回程度
- ・ ひとり親部会 2回程度

4 青少年部会の今後のスケジュール

検討項目等	子ども・子育て会議	青少年部会
課題の抽出	7月1日 (課題のまとめ)	
計画の概要について ・基本的な視点・理念・目標 ・施策体系	8月1日	
課題の検証【第1回】 施策体系への反映を検討 【第2回】		8月12日 9月下旬
施策の展開について ・推進施策・事業 ・重点取組 ・リーディングプロジェクト	9月下旬	
計画素案について ・推進施策・事業	11月下旬	

<参考>

